議案第37号

日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月11日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定が必要な理由と概 要

1 背景及び趣旨

このたび令和2年度の町営住宅使用料算定にあたり、算定方法に誤りがあり平成17年度以降の住宅使用料を過小に請求していたことが判明しました。 町営住宅にお住いの皆様はじめ、町民の皆様には多大なるご迷惑をおかけ しましたこと、深くお詫び申し上げます。

今回の不適正な事務執行については、一個人のミスにとどまらず組織的な チェック体制が不十分であったこと、事務引継ぎにおける業務の検証作業の 不足が招いた結果と心得ます。再発防止を徹底するに当たり、職員全員が危 機感を持ち、組織全体でミスを防止する体制・意識を整える必要があります。

本日、町長及び副町長の給料月額を1カ月間ではありますが減額することを提案させていただき、ぜひ、この事案を職員全員の危機意識の高揚と、当たり前ではありますが適正な事務執行を誓う契機としたいと存じます。

2 条例の内容

- (1) 給料減額の期間 令和2年7月1日から同年7月31日までの間
- (2) 減額する額
 - ① 町長 給料月額の100分の10に相当する額
 - ② 副町長 給料月額の100分の5に相当する額
- 3 施行期日 令和2年7月1日

日野町長及び副町長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (平成19年日野町条例第2号。以下「特別職給与条例」という。)に規定する町 長及び副町長の給与の特例を定めるものとする。

(町長及び副町長の給料月額の減額)

- 第2条 町長の給料月額は、令和2年7月1日から同年7月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。
- 2 副町長の給料月額は、令和2年7月1日から同年7月31日までの間において、 特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料月額から当 該月額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、期末手当の算定の基礎となる給料月額は、特別職給 与条例第3条に規定する額とする。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。